

四日市市告示第97号

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱（平成20年四日市市告示第109号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 （略） （有効期限） 3 この要綱は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 及び 2 （略） （有効期限） 3 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

第2号様式を次のように改める。

住 所

氏 名 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市国民健康保険脳ドック補助金については、四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- | | | |
|---------------|---|---|
| 1 補助金の額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の対象となる事業 | MRI(磁気共鳴画像検査)を検査項目に含む脳ドックの受診 | |
| 3 補助金等の交付条件 | (1)四日市市国民健康保険の被保険者であること。
(2)この交付決定を受けた者の属する世帯は国民健康保険料を滞納していないこと。 | |

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は告示の日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)